

- 一、私達は家庭生活の合理化を實行します。
- 一、私達は公衆道徳を守ります。
- 一、私達は國の祝祭日には國旗を掲揚します。
- 一、私達は弊習の打破と迷信の追放を實行します。
- 一、私達は時間を尊重し、時間の厳守と活用の工夫を實行します。
- 一、私達は勤勞意慾の昂揚をつとめます。

結婚改善要項

意義

新民法の精神に則り、従来の如き家本位の慣習を改めて新郎新婦の精神的結合に重点を置き、關係者は友愛の情をこめて新しい人生への門出を祝福すると共に、葬式は嚴肅簡素且合理的に執り行い、以つて冗費の節約につとめる。

一、結婚  
○幸福は純潔から……の意味で必ず健康(診断書(性病預防法第八條))の交換を實施すること。

○見合、櫛立(取りきめ)等の行事は出来るだけ簡素に行つこと。

二、式並式場  
○式は時間を勵行し、莊重嚴肅に執り行い、充分意義あらしめること。

○式場は自宅又は公民館、神社、教會、寺院、會議所等を活用すること。

○葬式一切の行事は當日限りとする。

○誓詞の朗讀を行つこと。

三、式服

○式服はなるべく新調をせぬこと。

○なるべく有り合はせの品物で間に合はせること。

○貸衣裳の利用を勵行すること。

○市町村又は農業協同組合其他部落、婦人団体等に於いて、共同の貸衣裳を準備することが望ましい。

○髪飾りは簡素とすること。

四、調度品

持参品は左の程度を超えないこと。

簞笥一竿 鹿具一組 鏡台一箇

但し 右基準に促はれることなく、各々其の分に應じて其の最底とすること。

五、一げん客(新客)  
○出来る限り出會一げんを勵行すること。

○饗應は簡素にすること。

六、披露  
○一げん客(新客)えの土産品は、するめの程度に止めること。

○披露は出来る限り簡素とし、茶菓の會程度に止めること。

○酒を用いる場合は一人呼びを勵行し、饗應の料理は手料理の範圍で、酒は一人一合の程度とする。

○盃の献酬をせぬこと。

○未成年者に對して應酒の饗應をせぬこと。(未成年者飲酒禁止法第一條)

七、土産物

○新郎新婦の土産物は全廢すること。

八、里歸り

○廢止すること。

九、衣裳見せ

○衣裳見せの弊習は絕對に行はないこと。

○其他葬式調度品等に對する批評はつしむこと。

一〇、祝儀

○禮は廢止し、止むを得ない場合は包金とすること。

○祝儀は出来るだけ少額に止めること。

○祝儀返しはしないこと。

一一、婿入の場合

○嫁の場合に準じて簡素とすること。

葬儀の改善要項

一、葬儀は故人の功績を稱える尊敬の念を以つて嚴肅に行ひ、華美に流るゝことを慎しむこと。

二、葬儀は隣保共同、又は實行委員にて主宰するようにすること。

三、葬儀は時間を勵行し、葬列は廢止して、列席告別式とすること。

四、香奠返しやお配り等を廢止し、酒及食事は供さぬこと。必要ある場合は出来る限り少額に止むこと。

五、供物、花輪等の贈物はつとめて遠慮すること。

六、葬具は共有(部落又は町村標識)とし、吊旗一流の外飾り物を廢止すること。

七、供養の意志表示は、なるべく公共寄附とせられたること。

八、四九日祭、百日祭等は家内祭に止め、年回忌は簡素とすること。

九、埋火葬等の努力は隣保共力すること。

祭の改善要項

一、正月のお飾りは簡素とし、年始贈物はなるべく廢止すること。

二、出産祝は近親に限り、お返しは廢止すること。

三、節句の贈り物は廢止すること。特別の場合は祝金とすること。

四、七五三の祝は華美を廢し、特別の衣裳は新調せぬこと。

五、村祭りは簡素とし、飾り物等に経費をかけず、酒食は最少限度に止むこと。

六、中元と歳暮を廢止すること。

七、祝事は簡素を旨とし、酒食は地方の委員によつて限度を定め、是を遵守すること。

昭和二十五年九月 日

群馬縣新生活運動協議會

事務所 群馬縣廳内  
群馬縣町村會事務所

② 運動目標 (結婚・葬儀・祭改善要項)

昭和 25 年 (1950) 9 月

昭和 25 年 (1950) に群馬縣知事を會長として發足した群馬縣新生活運動協議會が發行した運動目標の配布紙です。県内における初期の新生活運動の様子を知ることができる史料です。史料からは、群馬縣内において新生活運動の目的が「冠婚葬祭」の改善にあったことが読み取れます。全体にわたり伝統的習俗を廢止し、儀礼に関わる経費の節約に努める旨が記されています。

前橋市小神明町自治會文書 P8312 No.1536